

【イギリス】2013年エネルギー法の制定

主任調査員 政治議会調査室 河島 太郎
(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* 2013年エネルギー法(c.32)は、古い発電所の運転を停止しつつ、脱炭素化に向けた新規基盤整備の促進及びこれに必要な投資の確保により、安全で利用しやすい額の低炭素エネルギーの供給体制の確立等を図るものである。

2013年エネルギー法(以下「法」)が同年12月18日に制定された。法は、本則7章157か条に附則14を伴う。以下法の内容が多岐にわたるため、その概要を紹介する。

1 脱炭素化(第1章)

国務大臣は、2030年以降の期間について、新たに脱炭素化目標(一定発電量当たりの二酸化炭素等排出量を示す炭素強度の目標値の範囲)を命令で定める。当該命令は、2008年気候変動法(以下「2008年法」)により2028年から5年間の二酸化炭素等排出量の上限を定める第5次炭素予算の設定(2016年予定)以降に制定される。

2 電力市場改革(第2章)

(1) **総合目標** 2008年法による2050年までの1990年比80%の炭素排出量削減、脱炭素化目標、電力の安定供給の確保、消費者の費用負担の低減、2020年までにエネルギー源の15%を再生可能資源とすること等電力市場改革の目標が定められている。

(2) **差金決済取引型固定価格買取制度(FIT-CfD)** 金融派生商品の差金決済取引(CfD)の手法により低炭素発電事業者の安定収益を確保し、その投資を促進する。全国送電系統運用者は、国務大臣の定める規則に従い売電を申請した発電事業者の適格性を審査してCfDの割当てを決定する。国務大臣の指定する買取機関(CfD相手方)が長期に固定の単価(権利行使価格)で適格発電事業者の電力を買い取る。単価が参照価格(時価)を上回る場合には買取機関が、逆の場合には事業者が、その差額を支払い、買取費用は電力供給事業者が負担する。この制度の仕組みは、委任立法で定める。

(3) **容量市場** 電力供給量の柔軟な変更の可能な火力発電所が大規模燃焼施設の規制を受けて閉鎖され、電力供給量が不安定な風力発電所や電力供給量が固定的な原子力発電所の比重が増し、電力の安定供給に支障を及ぼすおそれが生じている。そこで、長期に必要な容量(電力供給能力及び電力需要削減能力)を競売で調達する制度として容量市場を新設する。容量市場の下で、将来の最大電力需要を予測して一定期間の電力の安定供給の確保に必要な水準の容量が決定され、小売事業者が市場を通じて供給事業者を支払う対価から新規設備導入資金を調達することが可能となる。(注1)

(4) **二酸化炭素排出基準(EPS)** EPSは、新設の火力発電所の運転者に年間基礎発電量1キロワット時当たり二酸化炭素排出限度量450gの遵守義務を課すものである。ただ

し、国務大臣は、電力不足等の事情により EPS を停止し又は変更することができる。
(5) その他 CfD の導入に伴い廃止される再生可能エネルギー購入義務の制度（注 2）に関する経過措置等が定められている。

3 原子力規制(第 3 章)

EU 指令により原子力に関する独立規制機関の設置が義務付けられ（注 3）、2011 年 4 月 1 日に原子力規制庁（ONR）が旧原子力局のあった労働安全衛生委員会事務総局に暫定組織として設置された（注 4）。法には、ONR を正式な独立組織とする根拠規定のほか、国務大臣の関係規則制定権、ONR の組織及び所掌事務等に関する規定がある。

4 国有パイプライン・貯蔵システム(第 4 章)

国内の石油のパイプラインや貯蔵施設は軍事目的の使用に備えて一部が国有であるが、当該使用例が少ないことから、法はその売却等に関する制度を整備する。

5 戦略的政策文書(第 5 章)

社会・環境政策の達成を図ってガス・電力市場委員会（以下「委員会」）が作成する指針に代えて、政府のエネルギー政策の戦略的優先順位を策定する戦略的政策文書を作成する。これにより委員会と国務大臣の役割を明確化してその関係の緊密化を図る。

6 消費者保護等(第 6 章)

- (1) 消費者保護 ガスや電力の料金体系が複雑化し、消費者に有利な契約の選択が困難となっている。政府は、料金プランの数を制限して料金体系の簡素化を図り、ガスや電力の供給事業者に市場全体で比較可能な料金プランを提示させ、料金プラン乗換サイト等を運営する仲介業者を新たに委員会の免許事業者に加える等の措置を講じる。
- (2) 固定価格買取制度(FIT) 従来の小規模再生可能エネルギー発電向け FIT の対象を発電量 5 メガワット以下の事業者から同 10 メガワット以下の事業者に拡大する。

注(インターネット情報は 2014 年 3 月 17 日現在である。)

- (1) 「英国 2013 年エネルギー法 (Energy Act 2013) が成立」『海外電力』56(2), 2014.2. pp.96-98; 「第 5 回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料～容量メカニズムについて～」総合資源エネルギー調査会, 平成 26 年 1 月 20 日, pp.25-26. <http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku_system/seido_sekkei_wg/pdf_005_04_04>
- (2) 岡久慶「イギリスの再生可能エネルギー法制」『外国の立法』225 号, 2005.8, pp.45-46. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1000404>>
- (3) Council Directive 2009/71/EURATOM, art.5 (2). 植月献二「原子力と安全性—EU 枠組み指令: その背景と意味」『外国の立法』242 号, 2009.12, pp.3-43. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1166469>>
- (4) 河島太朗【イギリス】政府の対応と議会の審議—特集 福島原発事故をめぐる動向』『外国の立法』247-2 号, 2011.5, p.14. <<http://www.dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3050637>>

参考文献

- Energy Act 2013 – Explanatory Notes. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/32/notes>>
- Department of Energy & Climate Change, *Energy Act: summary aide memoire* 等イギリス政府サイト <<https://www.gov.uk/government/publications/energy-bill-policy-briefs>> 掲載文書